

# 法洲述『講説大意』にみられる祈祷念仏批判について

高橋 昌彦

## 一、はじめに

法洲上人（以下諸師の敬称を略す）とは、江戸時代後期に山口県青海島西円寺に住持し、念仏の教えをひろめた浄土宗僧侶である。宗内においてはこの法洲（一七六五～一八三九）とその師法岸（一七四四～一八一五）と法洲の弟子法道（一八〇四～一八六三）を「大日比三師」と称しており、この三師の講説遺稿を集めたものが『大日比三師講説集』である。『大日比三師講説集』の目次と著者を整理すると、所収の遺稿がもつとも多いのは法洲である。

法洲が活躍した当時の時代状況について深貝慈孝氏は、

周知のごとく江戸時代の浄土宗は関東十八檀林という僧侶養成機関が整い、伝法制度も完備して、行学の面でも最盛期を迎えている。一方本末制度、寺檀制度のもとに一般浄土宗住職は、寺請印形を中心としたその職に安住して、中頃ともなると、専修念仏の自行化他という本来の活動を多くは停止した状態にあったといわれている。いわゆる時代の悪弊、僧侶の俗化墮落ということが問題となってきたのである。<sup>1)</sup>

とし、徳川幕府の庇護のもとに僧侶達が墮落し、俗世と変わらぬ生活を送っており、自行も化他もしていない状態であったと述べている。江戸時代に入って寺檀制度が確立したことにより、寺院の経済的基盤は安定した。しかしそれに伴い僧侶の風儀が俗世のものと変わらなくなり、名聞利養を求める僧侶も多くなり教団そのものが形式主義に陥り退廃の道を辿っていく傾向にあったのである。<sup>2)</sup> 当時の仏教界の状況について井川定慶氏、伊藤真徹氏、長谷川匡俊氏らは、

・寺檀制度等の幕府の仏教統制政策から生じた、僧風の墮落及び教化活動の停滞。

法洲述『講説大意』にみられる祈祷念仏批判について

・経文釈義に違った新義を立てることの禁止など、浄土宗法度等の諸法度による束縛から生じる弊害。<sup>6)</sup>

また、中野隆元氏は、「法洲の心配せられたることは、当時一般布教家の云っている、祈祷念仏の問題である」と述べ、大橋俊雄氏は、「この念仏祈祷、現世利益の曲解が布教上重大な問題であった」として当時の浄土宗内において「祈祷念仏」・「現世利益」が問題であったと指摘している。

先学の研究によれば、当時の浄土宗内において、祈祷念仏の肯定派と否定派が存在していたことが指摘される。<sup>9)</sup> 肯定派の主張は、「国家安穩」・「宝祚延長」を祈ることは国民として当然であるとし、凡夫は浄土往生を目指していても、様々な現世利益を求めてしまうものであるが、この現世利益を求める心は、浄土門へ引き込む方便になるので、積極的に現世利益を説き勧めるべきだとした。<sup>10)</sup> これに対して法洲は、「祈祷念仏」を否定する立場から、多くの紙面を割き、問答を通して自説を述べている。

法洲の『講説大意』の内容については、郡嶋泰威氏が分科表を作成しているが今それに基づき整理するならば、次の通りになる。

### 『講説大意』の分科表

総論 自力聖道を説かず浄土他力の法門を説け  
各論

- 1、雑行を勧めず、正行を勧めよ
- 2、要中要は三心の法門
- 3、僧は仏使である
- 4、勸誠二門の作略

- 5、 积尊随意の法を説け
- 6、 自讚毀他と破邪顯正の區別
- 7、 ①自讚毀他と破邪顯正の區別  
②對機の教論と説法講談の別
- 8、 正見・邪見の別
- 9、 輩の講者、比喻事実に男女の情欲にわたる義を談ずべからず  
今時念仏勸進するに不正の勸め
- 10、 ①不正の勸め、三種
- 11、 ②導師・元祖の祈念、宝祚延長の祈り、百万遍念仏について  
③祈禱両益の隨他をもつて誘引するのはなぜか？  
不淨説法
- 12、 祈禱について  
①祈禱法なければ災難魔障により念仏怠惰するか？  
②祈願所の設けあるのはなぜか？（一）  
③祈願所の設けあるのはなぜか？（二）
- 13、 ④祈念祈禱は善事であるのに、何故往生の障りとなるのか？  
⑤念仏者の祈念祈禱の者の往生は？  
⑥元祖現世祈願に念仏を許し、三祖が余の仏神に祈禱を許して阿弥陀仏に申すのを誠めるはなぜか？  
⑦念仏者に悪事災難あるはなぜか？  
⑧現当両益は宗義に背いていない。なぜいけないのか？  
⑨定業受報通れることないならば、なぜ仏神に祈禱法があるのか？  
⑩決定業ならば祈るに益なき義を示してないのか？
- 13、 日課念仏を勧めよ  
①従来の帰依の仏神があり、誦するところの経陀羅尼等を聞く時  
②未入浄土門の先に誹謗罪を造つた人に  
③なるべく多くの数遍を誓いなさい  
④病で日課を勤められない時  
⑤縁ある者に勧めよ  
⑥病身及び今日の活行に追われ聴法に障りある人に  
⑦日課授与作法

総結 祈念祈禱に転ぜず一向専修念仏を偏勸せよ<sup>①</sup>

法洲は各論12において、祈禱に関する十の問答を設け詳細な批判をなしているが管見するところ、法洲の「祈禱念仏」批判について取り上げている研究は、中野隆元氏「浄土宗布教に関する法洲の所説」、郡嶋泰威氏『大日比三師講説集』に学ぶ<sup>②</sup>のみであり、教学的に詳細な考察はなされていない。今回はこの問題について考察を加えると共に、法然との相違についても検討してみたい。なおここで取り扱うテキストは『大日比三師講説集』上巻所収のものを用いる。

## 二、法洲の祈禱に関する説示

まず、分科表に従い法洲の祈禱に関する説示について、その内容を確認してみたい（なお各論12、祈禱についてのうち②・③に関しては今回の問題に直接関係しないので省略する）。

①【祈禱法なければ災難魔障により念仏怠惰するか】においては、次のような問答がなされている。

或人又云、諸宗一統祈禱法ありて、災難魔障等を除く、然に宗門に於て、一向に其設けなくば、災難魔障等ありて、念佛をも退墮すべしと云ふ人あり、此こと云何ん、答て云、諸宗總じて祈禱法あることは、具縛の凡夫、自力修行のことなれば、力用弱し、故に天魔鬼神の障礙、横難横死の災に妨られて、退墮に及ぶこと多ければ、是を除くの設けなくんばあるべからず、故に佛け除災却魔の、祈禱法をあてへ玉へり、爾るに我宗門に、修する所は、超發無上別願他力の法なれば、力用至て強く、而も阿彌陀佛は、光明をもて攝取護念し玉へば、大光明中、決無魔事とて、天魔波旬は跡をけつり、横難横死の怖れあることなし、此大益ある上に、釋尊及び一切諸佛、一切諸菩薩、一切諸天善神は、前後左右を圍繞して、加被守護し玉ふことなれば、何の爲に祈禱を用ひん、諸宗に用ゆるは、災害魔嬖を通れん爲にこそなせ、されば災害ある者のなすを見て、災害なき者の、是れをならふは、譬へば病身の者の、服藥するを見て、無病の人の、藥を服するが如し、又無病の服藥、ただ益なきのみに非ず、却て大害をなす如く、魔嬖災害なき、念佛の行者の、祈禱をなすも、ただ其無益のみならんや、總別二種の安心欠けて、たとひ頭燃を拂ふ如くにつとむるも、現世に於ては、攝取護念の益を蒙らずして、魔嬖にあひ、未來に於ては、報土往生の大益を失ひて、悪趣に墮す、（此悪趣に墮すると云ふは、祈禱せし故に、悪趣に墮すると云ふにはあらず、祈禱せし故、本願に背く、本願に背く故に、攝光護念を蒙らず、攝光護念の益を得ざるが故に、罪業を滅せず、罪業を滅せざるが故に、墮獄すと云ふことなり、此意を得ずして、誹謗することなかれ、）見つべし、祈念祈禱と狼狽れば、却て護念にあづからず、唯往生の爲と志せば、攝取護念の益にあづかる、是を求時不得、不求自得の法門と云ふ、哀れなる哉、朝夕誦する光明遍照の文意をも知らず、怖れ氣もなく、大聲を發して、祈念になる、祈禱になる、現當兩益、二世安樂と勸説する、實に一

盲衆盲を牽て、深坑に墮せしむるとは、此人の爲の針砭なるをや、<sup>14)</sup>

この問答において、問者は法洲に「諸宗には全て祈祷法があり、それにより災難魔障を除いているが、浄土宗門においては祈祷法が無い。そのため災難魔障によつて念仏も退転してしまうのではないか」と問うている。

それに対して法洲は、諸宗に祈祷法があるのは、凡夫の自力修行は功德が弱く、災難魔障や横難横死の災いに妨げられ退墮してしまうことが多いので、それらを除くための祈祷法がなくてはならない。しかし、浄土宗の念仏は阿弥陀仏の超発無上別願他力の法であるため、その功德の力は強く、しかも阿弥陀仏の光明により摂取護念があるので、災難魔障や横難横死といった災いがつけ入る隙がない。大益がある上に釋尊及び一切諸仏・一切諸菩薩・一切の諸天善神が加被守護してくれているので、どうして祈祷をする必要があるのかと主張している。そしてこの主張を、病の者が薬を服用するのを見て無病の人が薬を服用するようなものであると例え、無病の者が薬を服用するのはただ益が無いだけではなく、かえつて大害をなすようなものであると述べている。すなわち、魔嬖災害なき念仏の行者が祈祷を行うことはただ無益なだけでなく、総別二種の安心が欠けてしまい現世において摂取護念の益を蒙らず魔嬖にあり、さらに未来世においては報土往生の大益を失い悪趣に墮ちることになることを指摘している。この悪趣に墮ちると云うのは、祈祷したから悪趣に墮ちると云うことではない。祈祷した為に本願に背き、本願に背いた為に摂取護念を蒙らず、摂取護念の益を得ることがない為に罪業を滅することがなく、罪業を滅することがない為に、地獄に墮ちると云うことである。祈念祈祷とうろたえればかえつて護念にあずからず、ただ往生のために称えれば、摂取護念の益にあずかることができるという、これを「求時不得」「不求自得」の法門としている。

④【祈念祈祷は善事でありながら、何故往生の障りとなるのか】については、次のような問答がなされている。

又問、或云、彌陀の大悲は、五逆大罪の者をすら助け玉ふ、爾るに祈念祈祷は、善悪二業を分別すれば、善事なり、何ぞ往生の障りとならんや、と云人あり此義云何ん、答ふ、他力本願往生の法門は、機の善悪にて、往生の得不得を定むることには非ず、唯厭欣心ありて念佛するもの、本願に引立られて往生を遂ぐ、五逆大罪の悪人なれども、獄火來現に怖畏して、娑婆の著心少しもなく、唯救拔を頼む心のみありて、念佛せし故往生す、爾るに祈祷の人は、たとひ強の罪惡なしと

法洲述『講説大意』にみられる祈祷念仏批判について

いへども、厭欣心立ずして、娑婆に粘著するものなれば、争で往生することを得ん、此事譬へば、千石二十石の大船も、碇をとり風帆に任すれば彼岸に到り、十石二十石の小船も、纜をとかされば、此岸を離れることなきに、準へてしるべし<sup>15)</sup>

この問答で問者は「阿弥陀仏の大悲は五逆のような大罪を犯した者であっても救つてくれる。祈念祈祷は善悪の二つに分ければ善事であるから、往生の妨げにならないと言う人がいるがどうだろうか」と問い、祈祷は善事であるのになぜ往生の障りになるのかという点を指摘している。

これに対して法洲は、阿弥陀仏の他力本願往生の法門は機根の善悪によつて往生の得不得を定めるのではなく、厭欣心があつて念仏する者は、阿弥陀仏の本願に引き立てられて往生をとげる。五逆大罪の悪人であっても、娑婆への執着の心が少しもなく、ただ阿弥陀仏の救いを頼み念仏すれば救われるのであるとしている。しかしながら、祈祷を行う人はたとえ重い罪を犯していなくとも、厭欣心がなく娑婆に執着する心があるのだから、どうして往生することができようか。例えるならば、千石二十石といった大船も碇をとり風帆に任せれば彼岸に到ることができるが、十石二十石といった小船も碇を解かなければ、此岸を離れることができない様なものであるとしている。

⑤【念仏者の祈念祈祷の者の往生は】については、次のような問答がなされている。

又問、從來現世祈願の人は、往生ならずと成立せらるれども、諺に論より證據と云如く、現に我知る念佛の行者に、祈念祈祷をなしたるが、臨終正念にして、大往生遂たる人あり、されば祈祷に往生の害なきに非や、答ふ、此は是れ臨終廻心の往生と云ものなり、平生の中、祈念祈祷の爲、或は現當兩益と志したる念佛にて、往生せしと云はば、既に上に云如く、具三心者、必生彼國の經文、若少一心、即不得生の釋文、及び安心僻越すれば、萬行徒らに施すと云如きは、皆悉く虚妄となるなり、されば此人の往生は、平生不具安心念佛にて、往生せしにはあらず、病氣のうけやうよく、所詮此度は、本服ならじと決著せしより、祈念祈祷の念を斷ちて、唯往生の爲に、唱へしもの故、此念佛が本願に叶ひて、往生の益を得たるなり。<sup>16)</sup>

問者は「從來現世祈願の人は往生できないとされていたけれども、論より証拠の諺のように、私の知る念仏行者で祈祷をしていたが、臨終正念にして大往生を遂げた者がいる。そうであるならば、祈祷は往生に害をなすものではないのか」と問うている。

法洲は、それについて臨終廻心の往生であると答えている。平生中に祈祷などの思いがあつたり、あるいは現当兩益を志した念仏によつて往生したというならば、「具三心者、必生彼国」の經文、「若少一心、即不得生」の釈文などに説かれる安心と異なつており、万行を施したとしてもみな虚妄となつてしまふ。そのため、この人は平生不具安心の念仏であつて、(その功德によつて)往生したのではない。この度は本復できないと思ひ定めた時より、祈念祈祷の思ひを断ち、ただ往生のために称えた念仏が本願に叶つたので往生したとしている。

⑥【元祖現世祈願に念仏を許し三祖余の仏神に申して阿弥陀仏に申すを誠めるは何故か】については、次のような問答がなされている。

又問て云、同じ隨多の説に於ても、元祖大師は、現世祈願に念佛を許し、三祖禪師は、用意問答に於て、餘の佛神に申て、阿彌陀佛に申すことを誠め玉へるは、いかなる故にや、答て云、此會通いまだ指南を得ざれば、決答はなし難し、されども僅に思ひ得たる一義あれば、試に是を宣べし、凡そ法門の教示に、一機に對すると、衆機に對するとは、左右あることあり、今大師の念佛にて、二世兼祈を示し玉ふは、初心高貴の、一機へ對し玉ふ故なり、すべて高貴の人は、娑婆執著殊さら強くして、現世祈祷に心よるもの故、念佛は現世の祈禳、公達の御祈りの料にもと、先念佛の一門に引入して、而して後、總別二種の安心を教示し、往生極樂の大果を、得せしめん爲の御設けなり、——中略——又三祖禪師の、此世の祈りは餘の佛神に申して、阿彌陀佛に申すべからずと、仰せられたるは、所對一人に非ず、衆に對し書に筆するの御示しなればなり、其所以は、此世の祈りをも、彌陀に申せとあるときは、現世祈りも往生をさへずと、思ひ誤ること多かるべし、されば又現世のことを、彌陀に申さざれと誠め玉へば、たとひ下機にて現世祈りを止め得ずとも、彌陀の御心に、叶ずと云ふことを知る故、臨終に廻心し、往益を得ること多かるべき故に、殊に念佛にて祈ることを、誠め玉へるなるべし、是しかしながら、胸臆の愚案なれば、取捨は見る人に一任す、若し此會通に根據を得、又よき考へもあらば、爰に補入し玉はんことを希ふのみ、

問者は「法然は現世祈願に念仏を許して、三祖良忠は現世のことを他の仏神に祈つても阿弥陀仏に祈ることがないようにと、誠めているのはなぜか」と問うている。これについて法洲は、まだ會通が得られていないので結論を出すのは難しいとした上で、今少しだけ思ひ当たる一つあるとし、一つの機に對する話と多くの機に對する

話なのではないかとしている。

法然の話は初心高貴の一機へ對してのことである。ほとんどの高貴の人は、娑婆に對する執着心が強く、現世祈祷に心が向いている。念仏は現世の祈禳、公達の祈りのためと示して、まず念仏の一門に引入し、その後総別二種の安心を教示して往生極樂の大果を得させるための設けであるとしている。三祖良忠が、この世の祈りは他の佛神にして阿弥陀仏になすべきではないというのは、一人に對してではなく、大衆に對して説いたものだとする。そして現世の祈りで阿弥陀仏に願う時は、現世の祈りが往生を妨げないと思ひ誤ることが多いので、現世のことを阿弥陀仏に願うことがないようにと誠めている。たとえ現世の祈りを止めない者であっても、阿弥陀仏の心に叶わないということを知れば、臨終に廻心して往益を得ることが多い故に、とくに念仏によつて現世を祈ることを誠めているとしている。

⑦【念仏者の悪事災難あるは何故か】については、次のような問答がなされている。又問て云ふ、從來破斥の祈念祈祷は、さもあらばあれ、現當兩益は、經釋に根據あり謂く大經には、普濟諸貧苦、廣濟衆厄難、觀經には心光攝取、阿彌陀經には、諸佛護念の明文あり、善導大師は、現世護念を釋し、元祖大師亦此義を祖述し玉へば、宗義に背くことなきにあらずや、答て云く、擧る所の經釋は、みな悉く不求自得とて、佛より與へ玉へる現益にして、行者の祈求する所にはあらず、此と底に徹して知らんとならば、明證を示すべし、導師觀念法門に釋し玉はく、護念經意者、亦不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>諸惡鬼神得<sub>レ</sub>便、亦無<sub>三</sub>橫病橫死橫有<sub>二</sub>厄難<sub>一</sub>、一切災障、自然消散、除<sub>二</sub>不至心<sub>一</sub>已上、この不至心とは、至心に對す、その至心とは、豎の三心にては、至誠心にあたり、横に云へば、唱ふる所の念佛を、皆往生の爲と志すを云ふ、此人は總別二種の安心立て、本願に隨順する故、順次に報土に往生し、自利他圓備すべき、至て大切の人なれば、故障なく此大益を得させん爲に、横難橫死横に厄難魔撓なきやうに、佛菩薩諸天善神の、加被護念に與かる、是を不求自得と云ふ也、若し是に反轉して、唱ふる所の念佛を、現當兩益二世安樂と廻向すれば、總別二種の安心たたず、本願にかなはざれば、淨土に往生することを得ず、三惡四趣の苦處に沉む者を、何の故に加被護念し玉はんや、是を求時不得の損失と云ふなり、此導師の除不至心の、御釋を以て照せば、佛說祖釋の現益は、みな悉く不求自得の義なること青天に白日を見るよりも明かなるに、何ぞ宗義に暗くして、求時不得の邪義を主張する人、少なからざるや、實に是をも哀れまず

んば、又何をか哀まん、苦なる哉<sup>20</sup>、

問者は「従来の破斥してきた祈念祈祷の話はともかくとして、現当両益は經典や釈文に根拠がある。『大經』には、「普濟諸貧苦、廣濟衆厄難」、『觀經』には「心光攝取」、『阿彌陀經』には「諸仏護念」の明文がある。善導は現世護念を釈し、法然もまた此の義を祖述されている。したがってこれは宗義に背いたものではないのでないか」と問うている。これに対して法洲は、今挙げられた經釈は全て不求自得のものであって、仏より与えられる現益であり、行者の祈求するものではないとして善導の『觀念法門』を根拠として引用している。

そしてその中に説かれる不至心というのは、至心に対するもので、その至心とは豎の三心においては至誠心にあたり、横の三心で言えば唱える念仏を皆往生の爲と志す事をいう。この人は総別二種の安心を立てて、本願に随順するため順次に報土に往生し、後に自利利他を円備することが出来る。大切な人達であるから、さしさわりなくこの大益を得させるために、横難横死横に厄難魔撓が無いように、仏菩薩諸天善神の加被護念に与かる。これを「不求自得」と云う。もしこのことに反して、唱える念仏を現当両益二世安樂と廻向したならば、総別二種の安心が立たず、本願にかなわず、浄土に往生することができず、三悪四趣の苦処に沈む者を、どうして加被護念できようか。これを「求時不得」の損失と云う。善導の釈と照らし合わせれば、仏説祖釈の現益は、全て「不求自得」の義となることは、青天に白日を見るよりも明かである。どうして宗義に暗く、「求時不得」の邪義を主張する人が多いのであるか。このことを悲しまずして、何を悲しむというのかと答えている。

⑧【現当両益は、宗義に背いたものではない。なぜいけないのか】については、次のような問答がなされている。

又問て云ふ、専修念佛の行者は、さの如く諸佛菩薩諸天善神の、加被護念を蒙らば、すべて惡事災難はあるまじきことなるに、世間の念佛者を見るに、まま不可意のことあるは云何ん、答て云く、世の念佛の行者に、うち見る所は如法に見て、而も丙心不調三心不具にして、本願に契はざれば、魔嬖災難等あるべし、是は今論する所に非ず、三心具の行者に、惡事災難等の如きことあるは、決定業の宿報を償ふことなれば、たとひ念佛者といへども、是を通ること能はず、況や三心不具の人、いか程心力を盡して、禳災祈祷をなすとも、都に其益あることなし、されば決定業に至りては、祈念祈祷に走る、三心不具の者も、唯往生の爲と

法洲述『講說大意』にみられる祈祷念仏批判について

志す、三心具の人も、等同なりやと云ふに、是に又差別あり、三心具の人の業報には、轉重輕受の利益とて、未來決定墮獄の報を、現在の病苦に轉じ、未來餓鬼道の定業を、現在の貧困にかへ、現世に受くべき極惡大病を、輕病にかへ、現世に受べき飢渴の報を、不如意のことに轉じ玉ふ等、是を轉重輕受の利益と云なり、されば因果の道理に闇く、無理に祈りて、定報を通れんとし、種々身心に罪業を累ね、果ては佛神を迄恨むる如き、大邪見を發するも、少なからず、爾るに専修の行者の如きは、不可意のことあるは、皆是宿惡の報ふ所と、是に付ても厭欣心を進む、此正見に罪報も輕まる上に、殊に佛意に契ふ故に、鄙しき世の諺に、百貫の方に編笠一蓋とやらん云如く、ほんの因果の道理を破らぬ迄に、轉重輕受の利益を與へ玉ふなり、此道理を識得せば、三心具足、専修一行の宗義を弘通せずして、餘事に口を開くを、浄土宗門の人と云はんや、思て知るべし、

問者は「専修念仏の行者は、諸仏・諸菩薩の護念を蒙つており、全ての災難などないはずなのに、なぜ専修念仏の行者に災難などがあるのか」と問うている。これに対して法洲は、世間にいる念仏の行者の中には、一見は如法に見えていても内心はそうではない者がいる。三心不具であるならば本願にかなつておらず魔嬖災難等がある。また三心具足の行者であっても惡事や災難等があるのは、決定業の宿報を償うためである。たとえばどんな念仏者であっても、このことから逃れることはできない。ましてや三心不具の人が心力をつくして禳災祈祷をしても、すべてにその益があるわけではない。そのため決定業に関しては、祈念祈祷に走る三心不具の者と、唯往生の爲と志す三心具足の人では、同じでなく違いがある。

三心具足の人の業報には、未來に決定している墮獄の報を現在の病気の苦しみに轉じ、未來は餓鬼道に決まつている業を現在の貧困にかえる。そして極惡大病を輕い病にかえ、飢渴の報を思い通りにはいかない苦しみにかえるなどの轉重輕受の利益がある。因果の道理に暗く、無理に祈つても定報を逃れようとしても種々身心に罪業をかさね、最後には仏神までも恨むようなことは大邪見であり、そういつたことを起こす者が少なくない。

専修念仏の行者は、納得の出来ないことがあつても、これは全て宿惡のために報いることであるから、厭欣心を進めねばならない。これは因果の道理を破らぬ中で轉重輕受があるということである。この道理を認識したにもかかわらず三心具足、専修一行の宗義を弘通せずして他の事を口にするのは、浄土宗門の人とはいわないとしている。

⑨【定業受報通れることなくば何ぞ仏神に祈祷法ありや】については、次のような問答がなされている。

或人又云、定業受報通ることなくば、何ぞ佛神に祈祷法ありや、答ふ、業に付て二あり、謂く決定業と不定業となり、決定業は、上に云如く、通ることなけれど、若し横災横難の不定業なる時は、如法に修すれば、祈祷法にて通ることあり、此衆生の苦厄を抜く爲に、祈祷法あるなり、<sup>(23)</sup>

問者は「定まった業と報いを受けるのであるならば、なぜ仏や神の教えに祈祷法があるのか」と問うている。これに対して法洲は、業には決定業と不定業の二つがあるとする。決定業とは前に述べた通りの逃れられないものであるが、もし横災横難のよう不定業の場合は如法に修行すれば、祈祷法によって逃れることができるかもしれない。これは衆生の苦厄を抜くために祈祷法があると答えている。

⑩【決定業ならば祈るに益なき義を示し給わざるや】については、次のような問答がなされている。

又問、若し爾らば、なぞて又不定業ならば祈るべし、決定業ならば、祈るに益なき義を示し玉はざるや、答ふ、佛神顯露に、斯く示し玉はざるに、是に又一往再往の二義あり、一には決定業不定業に、祈不祈の義を示し玉ふとも、隔生即忘無神通の凡夫、争でか是は定業、是は不定業と、識別することを得んや、故に是を示し玉はざるなり、これはは一往の義なり、次に再往の義とは、佛神の御本意は縁にあり、所以云何となれば、一切衆生佛道に入り、出離生死往生成佛の法を修せんことをこそ、詮に欲し玉へども、無始已來生死に流轉し、唯生を貪り死を怖るるの執深く、後世と云をば、名を聞くをも忘むことなれば、慈濟の益を施し玉ふに由なき故、據なく迂廻なれども、現世祈溺の法を説き、彼の欲の釣をもて牽て、法に入るの方便をなし玉ふなり、されば往生に望みなき人は、唯あらんよりは、定業不定業の穿鑿せず、或は經文陀羅尼を誦じ、或は佛神の御名をとなへ、或は他を頼みて、すすみて祈念し、勵みて祈祷すべし、されども出離の爲に修せざれば、近き益を得ず、猶六道に輪廻して、無量の苦毒を受けけれども、生々世々、遠生の後の後には、この祈祷の微善よりして、終に正信修行の人となりて、往生成佛の果報を得なければなり、されば我門初學の講者、此義趣を委知して、假りにも隨他の法を説かずして、唯隨自專修の正義を講説すべきなり<sup>(24)</sup>

問者の「もしそのようであるならば、なぜ不定業ならば祈るべきであり、決定業で

は祈っても益がないと示されていないのだろうか」という問いに対し、法洲は仏や神がすぐさまその決定業と不定業の考えを示していないことについて、二つの義があるとする。一つには、決定業・不定業に祈と不祈の義を示したとしても、生を隔てれば、前世のことなど忘れてしまう。そんな特別な力などない凡夫が、これは決定業、これは不定業と識別することはできないから、それに関しての教えを示していないという。もう一つは、仏神の本意は、その教えに帰入させることであり、全ての衆生を仏道に導き出離生死させ、往生成佛の法を修行することを最も望んでいるので、執着の心が深い人々を救うため、現世祈溺の法を説き現世に対する執着をも利用して、往生成佛の法に帰入させるための方便であるとしている。

それ故、往生に望みのない人はあれだと言うよりも、定業不定業について詮索などせず、經文陀羅尼を読み、あるいは仏神の御名を称え、また他のものに頼って祈念祈祷に励んだ方がよい。しかし、出離の爲に修すれば近き益を得られず、やはり六道に輪廻して、無量の苦毒を受けるけれども、生々世々、遠生の後の後には、この祈祷の微善によって、終に正信修行の人となり、往生成佛の果報を得ることができであろう。それ故に我らが浄土宗門の初學の講者よ、此義の心を深く理解し、いつわりの隨他の法を説かず、唯隨自專修念仏の正義を講説すべきであると答えている。

以上、法洲の現世祈祷に関する説示をまとめると、次のようになる。

- (1) 浄土宗の念仏は阿彌陀仏の本願他力の法であり、阿彌陀仏の光明による摂取護念があるため、災難魔障や横難横死がつけている隙がない。大益があり、積尊・一切諸仏・一切諸菩薩の護念があるからこそ祈祷をする必要が無い。
- (2) 祈祷をした為に悪趣に墮ちるわけではない。(ただ、祈祷した為に本願に背き、本願に背いた為に摂光護念を蒙らず、摂光護念の益を得ることが無い為に罪業を滅することが無く、罪業を滅することが無い為に、地獄に墮ちるのである。)
- (3) 祈祷は善事であるが、祈祷を行う人は厭心がなく、娑婆に執着する心があるから往生することができない。
- (4) 現世祈願を行った人が臨終正念の往生を遂げたというのは、臨終廻心の往生というものであり、祈念祈祷の思いを断ち、ただ往生の為に念仏を称えたからである。
- (5) 法然が現世祈願に念仏を許しているのは、まず念仏の一門に引き入れ、その後総別二種の安心を示し、浄土に往生させるための方便である。

- (6) 良忠は、現世の祈りとして、阿弥陀仏に祈念する時は、現世の祈りが往生を妨げないと思ひ誤ることが多い。だから現世のことを阿弥陀仏にお願いすることがないようにと誡められている。たとえ現世に執着する輩が現世の祈りを止めなくとも、阿弥陀仏の御心に叶わないと云うことを知り、臨終に廻心して、往生浄土のために念仏を称えた者は仏・菩薩の護念にあずかる。これを不求自得という。これに反して念仏を称えて現当二世安穩と回向すれば、浄土宗の安心とは異なり、浄土に往生することはできない。
- (7) 仏神は一切衆生が仏道に入り、出離生死、往生成仏の法を修することが本意である。仏は現世利益の法を説いて、その欲さえも利用し、仏法に入る為の方便としている。唯随自専修の正しい教えを講説すべきである。
- (8) 仏神は一切衆生が仏道に入り、出離生死、往生成仏の法を修することが本意である。仏は現世利益の法を説いて、その欲さえも利用し、仏法に入る為の方便としている。唯随自専修の正しい教えを講説すべきである。

### 三、法然の説示

次に法然における現世祈禱に関する説示を整理してみたい。法然は『選択集』第十一章において、

専念<sup>ニ</sup>弥陀ノ名<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>即觀音勢至常隨影護<sup>シタマヒ</sup>亦如<sup>中</sup>ナルコト<sup>ト</sup>親友知識<sup>ノ</sup>也<sup>五</sup>ニハ明下  
今生既<sup>ニ</sup>蒙<sup>ル</sup>此<sup>ノ</sup>益<sup>ヲ</sup>捨<sup>テ</sup>命<sup>ヲ</sup>即入<sup>ル</sup>諸<sup>ノ</sup>佛<sup>ノ</sup>家<sup>ニ</sup>即浄土是<sup>ナリ</sup>也<sup>中略</sup>当<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>念  
仏<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>如<sup>キ</sup>此<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>現当<sup>ニ</sup>世始終<sup>ノ</sup>兩益<sup>一</sup>

と述べ、一心に阿弥陀仏を念じる者には、現当二世の両益があることを示されている。同じく『選択集』第十五章において、

除<sup>テ</sup>入<sup>ル</sup>三昧ノ道場<sup>ニ</sup>日別<sup>ニ</sup>念<sup>フ</sup>弥陀<sup>ノ</sup>佛<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>万<sup>シテ</sup>畢命相統<sup>スル</sup>者<sup>ハ</sup>即蒙<sup>リ</sup>弥陀<sup>ノ</sup>加念<sup>ヲ</sup>得<sup>レ</sup>  
除<sup>コト</sup>罪障<sup>ヲ</sup>又蒙<sup>ル</sup>下<sup>ニ</sup>佛<sup>ト</sup>与<sup>テ</sup>聖衆<sup>ニ</sup>常<sup>ニ</sup>来<sup>テ</sup>護念<sup>シタマフ</sup>コト<sup>ト</sup>既<sup>ニ</sup>蒙<sup>ル</sup>護念<sup>ヲ</sup>即得<sup>テ</sup>延年<sup>ノ</sup>轉壽<sup>一</sup>

と述べ、念仏による罪障滅尽・随逐影護・延年転受などの現世利益を示している。法然は往生浄土を願つて称える念仏には現世利益があることを明確に示している。

法然は本願念仏と祈りについて、本願念仏は現当二世に通じる唯一の祈りであり、それに勝る祈りは存在しないと示している。現益としては延年転寿や転重軽受や罪障滅尽や随逐影護があるとし、当益としては往生浄土を示している。さらにこれら利益を物質的・肉体的利益として延年転受と転重軽受、精神的利益として随逐影護、罪障滅尽があるとしている。

法洲述『講説大意』にみられる祈禱念仏批判について

また法然は「鎌倉の二位の禪尼へ進する御返事」で、念仏の行はもとより有智無智を簡はず、弥陀の昔誓いたまいし本願は遍く一切のためなり。無智のためには念仏を願とし、有智のためには余行を願としたまう事なし。十方世界の衆生のためなり。有智無智、善人悪人、持戒破戒、貴きも賤きも、男も女も隔てず、もしは仏在世の衆生、もしは仏の滅後の衆生、もしは釈迦の末法万年の後三宝みな失せて後の衆生まで、ただ念仏ばかりこそ現当の祈禱とはなりそうらわめ。

と述べており、そもそも阿弥陀仏が誓つた本願は遍く一切衆生のためであり、その本願に誓われた念仏の行は有智無智の人を選ぶものではないとしている。法然は阿弥陀仏の本願を十方世界にいる全ての衆生のためのものであり、有智無智、善人悪人、持戒破戒、身分が貴いも身分が賤きも、男も女も分け隔てることなく、もしくは釈尊在世の衆生、もしくは釈尊滅後の衆生、もしくは釈尊の末法万年の後の三宝が全て失した後の衆生までも、ただ念仏だけが唯一現当の祈禱となるのであるとしている。

このように法然は現世利益を不求自得とし、往生浄土を願つて念仏している者に具わるものであるとしている。法然は念仏の第一義は往生浄土であるとしているが、その一方で現世祈禱・現世祈りを否定してはいないのである。

したがって法然は、唯一念仏のみを現当二世の祈禱となし、その功德は念仏者に分け隔てなく蒙るものであるとしている。

### 四、おわりに

これまで確認した現世利益に関する法洲と法然の説示から次のような共通点と相違点を挙げるができる。

- 一、法洲も法然もそれぞれ、念仏を往生浄土の為の念仏とすることは共通しており、現世利益を不求自得することも共通している。
- 一、法洲は、現世祈禱を娑婆執着の心で現世に縛る教えであるとし、これを否定している。
- 一、法然は、ただ念仏だけが唯一現当二世の祈禱となるとしている。

このように法洲は、法然の往生浄土の教えを継承しつつも、現世利益に関しては法然のような寛容性はみられない。法洲が現世祈禱に対して否定的な立場を取っている

ことの背景としては、法洲が布教活動した当時の時代背景などが関係していると考えられる。当時は現世の祈祷が多くなされておき、祖師の教えをまげて伝える者が多く存在していた。その中で法洲は祖師の教えが曲って伝わってしまう事を危惧し、法然の教えの本筋（往生浄土のための念仏）から外れることがないように厳しい態度をとったと考えられる。法洲は「法然が現世祈願に念仏を許しているのは、まず念仏の一門に引き入れ、その後総別二種の安心を示し、浄土往生させるための方便である」と語っているが、法然は往生浄土を願って念仏する者には、現当二世の両益があると御法語中に示している。しかし法洲は往生浄土を願うという事が全てであり、娑婆に執着する心を徹底的に否定している。

法洲の祈祷批判は、徹底的に娑婆に対する執着を厭い、往生浄土のみを願うという信仰に貫かれたものといえることができる。法洲の伝記には、「已後臨終近き病人なれば、設へ主君の賜はる薬、親族の針灸等も、ゆめゆめこれを用ることなかれ、そは一大事の往生を仕損ぜしむることなれば、実に無慈悲の極とやいはん」等と記されている。これもまた法洲の姿勢を示すものである。寛容な法然とは異なりその教えを純粹かつ愚直に追及していた、一人の念仏者としての姿を法洲の中に見出すことができるのである。

註

- (1) 深貝慈孝「浄土宗捨世派における理論と実践——特に関通流を中心として——」(『日本仏教学会年報』第四五号、一九八〇年) 四五七～四五八頁。
- (2) 阿川文正『大日比西円寺資料集成(往生伝之部)』(山喜房仏書林、一九八一年) 四五七～四五八頁。
- (3) 井川定慶「江戸時代浄土宗の復古と革新運動」(『佐藤博士古稀記念 仏教思想論叢』(山喜房仏書林、一九七二年) 所収)
- (4) 伊藤真徹『日本浄土教文化史研究』(隆文館、一九七五年) 三二八～三四六頁。
- (5) 長谷川匡俊『近世浄土宗の信仰と教化』(北辰堂、一九八八年) 一三〇頁。
- (6) この江戸時代の僧侶実情については、辻善之助氏「日本仏教史研究」第四巻において僧侶墮落論を提唱されている。
- (7) 中野隆元「浄土宗布教に関する法洲の所説」(『浄土学』第二巻(五・六輯)、一九八〇年) 四六七頁。

- (8) 大橋俊雄「大日比三師の往生論と往生伝」(『石田充之博士古稀記念論文 浄土教の研究』永田文昌堂、一九八二年) 三四六頁。
- (9) 安達俊英「江戸期浄土宗における「国家への祈り」」(『日本仏教学会年報』第七〇号、二〇〇五年) では、有名な人として肯定派大我(一七〇九—一七八二)・文雄(一七〇〇—一七六三)を否定派関通(一六九六—一七七〇)を挙げられている。
- (10) 安達俊英「江戸期浄土宗における「国家への祈り」」(一四四—一四七頁)。
- (11) 郡嶋泰威『大日比三師講説集』に学ぶ(『浄土学』第四五輯、二〇〇八年)を参考にしつつ、作成した。
- (12) 前掲中野氏論文
- (13) 前掲郡嶋氏論文
- (14) 『大日比三師講説集』上巻・二三頁上。
- (15) 『同右』二五頁上。
- (16) 『同右』二五頁下。
- (17) 『観無量寿経』には「三者迴向發願心。具三心者必生彼國。復有三種衆生。當得往生」と説かれている。『浄土』一・四六頁。
- (18) 『往生礼讃』には「回向發願心。具此三心必得生也。若少一心即不得生。如觀經具説」とある。『浄土』四・三五四下。
- (19) 『大日比三師講説集』上巻・二六頁上。
- (20) 『同右』二七頁上。
- (21) 『同右』二八頁上。
- (22) 『同右』二八頁下。
- (23) 『同右』二九頁上。
- (24) 密教の加持祈祷は、三密加持の祈祷であり四種法・六種法がある。それは息災法(災害や苦難を除去するための法)、増益法(幸福や健康を招来するための法)、敬愛法(人間の心に慈愛の念を起させるためにする法)、調伏法(悪人や悪心や邪霊を駆逐し抑圧するための法)、延命法(命を長らえるためにする法)、鉤召法(本尊などを勧請するためにする法)である。これに基づくと法洲は念仏により、息災法と延命法が行われていることを否定しているといえることができる。
- (25) 『浄土宗聖典』三巻・六二頁～六六頁。
- (26) 『浄土宗聖典』三巻・八三頁。



(27) 『浄土宗聖典』四卷・三七一～三七二頁。

(28) 深貝慈孝「法然上人と『観念法門』——特に現世利益について——」(『浄土開宗八百年記念法然上人研究』)、林田康順「法然上人における祈りについて——特に現世利益をめぐって——」(『日本仏教学会年報』第七〇号)、安達俊英「江戸期浄土宗における「国家への祈り」」など。

(29) 師法岸は真宗との間で激しい教義論争を行っている。法洲はこういった姿を見て、邪義に対する危機感を深めたと考えられる。(宗論の問題については、上野大輔「長州大日比宗論の展開——近世後期における宗教的対立の様相——」(『日本史研究』第五六二号、二〇〇九年)を参照。)

(30) 『大日比三師傳』一三五頁。

(31) 現代においては今一度法然との相違について検討を加え、事象ごとに継承すべき内容か否かを考えて行く必要があるだろう。